

委員会からのお知らせ**第225回食品安全委員会議事概要****■第225回食品安全委員会■【農薬】【新開発】【動薬】**

日時:平成20年2月7日(木) 14:00~15:10

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:27名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬 4品目

1)EPN 2)フェノキサニル 3)フェントラザミド 4)フェリムゾン

○特定保健用食品1品目

5)「ポリフェノール茶」

・厚生労働省から説明。

・1)~4)は農薬専門調査会において、5)は新開発食品専門調査会において審議することとなった。

<参考>

1)殺虫剤で、稲、キャベツ等に使用し、かんしょへの適用拡大及び魚介類への残留基準値設定の要請がされています。

2)殺菌剤で、稲に使用し、魚介類への残留基準値設定の要請がされています。

3)除草剤で、稲に使用し、魚介類への残留基準値設定の要請がされています。

4)殺菌剤で、稲に使用し、魚介類への残留基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)も設定されています。

5)りんご由来プロシアニジンを含み成分とし、体脂肪が気になる人に適する旨を特定の保健の用途とする清涼飲料水形態の食品です。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

1)「ベンゾカイン」に関する意見・情報の募集について

2)「鶏サルモネラ症(サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム)(アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ポールセーバーSE/ST)」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1)麻酔剤で、魚類等に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

2)サルモネラ・エンテリティディス及びサルモネラ・ティフィムリウムを不活化としたものを主剤とする鶏用の不活化ワクチンです。

(3) 食品安全委員会の1月の運営について

・事務局から報告。

(4) その他

・当日資料に基づいて、今般明らかになった食品による薬物中毒事案について、これまでの政府の対応等、事務局から報告。

・今後の対応としては、政府として一体的に取り組んでいくことが重要であるため、食品安全委員会としても引き続き、関係機関との連携を密にし、迅速な情報収集に努めるとともに、専門委員の協力も得て、科学的知見の充実を図り、正確な情報提供を行っていくこととした。